

## 大淀昇一『近代日本の工業立国化と国民形成

——技術者運動における工業教育問題の展開——』\*

高 松 亨\*\*

著者が東京大学で教育社会学を学んでいた1960年代、工業高校の増設が議論されているにもかかわらず、「工業高校進学熱は一向に高まる気配がなくむしろ冷めつつある」ことに疑問をいだいたのが、著者の研究の出発点だという。そう書かれている「まえがき」は、筆者が東洋大学で最終講義をおこなった2009年3月に記されている。半世紀にわたる研究の集大成として、学生時代のみずからの疑問への回答が本著なのだろう。すでに著者は、1992年に『宮本武之輔と科学技術行政』（東海大学出版会、1989年）で日本産業技術史学会学会賞を受賞している。

読みながらまず感じたことは、工業教育がこれほどまでに熱心に語られた時代があったのだ、という素朴な驚きである。明治から太平洋戦争敗戦にいたるまでの日本の工業化過程の熱気を伝えるのは、工業生産指数や個別

の技術的問題の解決場面ではなく、工業教育をめぐる議論なのではないかと思うくらいの驚きであった。もちろん、そう思わせたのは、筆者の綿密な調査であり、500頁を超える鮮明な実証である。

議論の基軸は技術者団体である工政会の変遷にある。技術者の地位向上を掲げて1918年に設立された工政会が、しだいに産業合理化推進団体へと変貌し、さらに国家主義的団体へと再変貌していく様子を、それを取りまく政治情勢、産業情勢、そして工政会がかかげる工業教育の問題とみごとに組み合わせて描いている。

つづいて著者の関心として伝わってきたのは、「工業教育の総合性」の問題である。工学部における経済学や法学教育、学問と実習、基礎教育の比重、生産技術教育の扱われ方、中等学校での知識と技能などの教育の配分が、

\* 2010年2月28日受理

\*\* 大阪経済大学

各学校の卒業生の進路や職制とのかかわりで論じられている。著者はそのつど、総合性の維持を支持しているように読めて、共感を覚えた。こうした「工業教育の総合性」という問題意識をもって、東京高等工業学校の大学昇格運動やフォアマン（職工長）養成の問題などが章をつらぬいて論じられている。そして最後には「総合科学主義」まで登場する。

序章「『技術の制度化』の時代」では、まず「技術の制度化」は、教育、生産、研究、統合の4局面をとおして、この順番に重要性を高めながらできあがったとして本著の議論の構成を説明している。統合の局面とは、教育、生産、研究の局面をまとめていく最も重要な局面だという。その説明のあと、場面は1922年に工政会などが主催した日本で初めての技術者大会に移り、「技術の制度化」が本格化しはじめた時代の様子を描いている。この大会には、工業力増強と技術者の地位向上を求めて550人以上が参加したという。工政会代表として大河内正敏は、「今日の社会は我々を遇することが余りに薄い……。行政部に於ては技術者が適当なりと期せられて居る所の地位にすら、全くの門外漢が其処を占めて居る」と訴えている。別の大会では後藤新平が、技術者は法律にも通じた工政家（テクノクラート）となる必要を説き、「法律などと云ふ技術は工学技術の奴隷否臣下である」とまで言っている。

第一章「明治日本における技術者養成機関の出發」は、1872年の工部大学校（当初は工学寮工学校）の開校から86年の帝国大学工科大学の成立までを追いかけながら、技術教育の「総合性」がうしなわれていく様子が示され

ている。当初、工部大学校の卒業生には工部省への入省が義務づけられていた。「工業士官」となる官僚養成を目ざして設立された日本版エコール・ポリテクニク（総合技術学校）としての工部大学校が、官営工場の払下げにともないその教育目的を変化させはじめ、卒業後の就職も自由になる。「実地修業」の比重が軽くなるとともに「卒業論文」が登場して、教育目的はプラクティカルからアカデミックに大きく変化した。

その工部大学校が東京大学工芸学部と合体して成立した帝国大学工科大学では、当初はほとんどの学科にあった物理学の授業がなくなるなど基礎科目の比重が低下していき、専門工学の講座だけからなる講座制が確立するころには、工業経済や工業法律のような科目は軽い存在となった。こうして「総合技術」の学校から「工学」の学校への転換が完成したという。

第二章「近代日本における工業行政の始まりと法学エリートの登場」では、まず「はじめに」で、伊藤博文の「教育議」を引用しながら、伊藤は「政談の徒」を減らして体制の危機を沈静化させる手段として科学や技術を振興しようとしたのではないかという著者の理解を示したうえで、帝国大学工科大学の設立へ向かう過程で、「（総合技術教育としての性格を失っていくのに）反比例するように、……『法科政学』の徒を重く登用する官僚制の充実と整備がはかられた」という。これが、著者の学生時代の疑問へのひとつの回答なのだろう。

1881年の農商務省設立以前の統一を欠いた工業行政のもとで、工業化をすすめる工業政

策と利益を求める工業経営をともに政府が掌握していることの矛盾から抜け出す方策として、官営工場の払下げと農商務省の創設が一体となっておこなわれたという。こうして農商務省の工業行政は民間工業を誘導し保護するだけの機関となって、工業行政も法学エリートに独占されていくことになる。

法学中心の高等試験によって行政官が任用され、技術官僚の採用には別枠が設けられてはいたが官僚としては傍系的な扱いとなることを制度化したのが1893年公布の文官任用令であった。工学会会長であり、「当時の技術界の天皇ともいふべき」古市公威らが、1917年に文官任用令の改正を求める建議を寺内内閣に提出したのが、技術者の側からの最初の反旗であったという。法務局が建議を退けると、古市らは再建議をした。そこでは「今や我邦ハ世界列国ト戦後ニオケル工業上ノ競争場裏ニ立タサルヲ得サル」とみずからを正当化する論理のなかで、技術者の地位向上の要求はこのときすでに国家の問題と結びつけて語られていたといえる。

第三章「工業教育論の展開からみた技術エリートの自己変革志向」では、工学教育を受けた技術者のなかに民間工業経営者となるものも増え、技術者たちが工業教育論を語りはじめた時代に工政会が設立したことを述べている。農商務大臣の諮問機関である生産調査会が1912年に出した答申「工業ノ発展助長ニ関スル件」は、工業教育の奨励や機械製造の奨励と取りあげた。工業教育では、徒弟への補習教育や職工への講習会の開催が強調されている。この答申策定の場に東京高等工業学校校長手島精一に加えて、当時のトップ・エ

リート技術者6名が参画していたことはきわめて重要なことであったと著者は評している。

この答申を引きつぐ形で、機械学会は1917年に「機械工業発達助長案」を発表し、そのなかで工業教育についても言及した。技師については、「技師として教育せられたる者の多くが、工業経営の才能に乏しきは今日一般に認めらるゝ所にして、其原因は教育方法の不備に基くものゝ如し……技術と経済との智能を具有せざるべからず」と、工業教育の総合性の欠如をあげている。

もうひとつ答申を引きつぐ形で発表されたものに、工学会が1918年に発表した「工業教育刷新案」がある。工学会は工部大学の第一回卒業生によって創立された団体である。そこでは、専門学校は技師の養成機関としては不十分であり、技手の養成機関としては程度が高すぎることを、また工業学校では技手養成機関としては不十分であることから、中等工業学校で「実学と学問との仲介者」としての技手を養成するべきであると論じていたが、文部省内に設置された調査委員会は相手にしなかったという。筆者は、職員と工員のあいだに大きな身分格差のある時代において、「学校出」の技術者を現場の職工長とすることの困難を指摘し、そのことが欧米のフォアマンのような「実学と学問との仲介者」を育ちにくくさせていたと解説している。

このように技術者が工業教育について発言しはじめた1918年、軍需工業動員法が公布されたのと同じ日に、工政会が発会した。「国家の隆替は懸りて工業の盛衰にあり」ではじまる設立趣意書では、「我工業の進路に横たはれる一大障碍は工業に関する教育、立法、

行政を始として工業の経営、管理に至まで、多くは斯業に何等の素養なきもの手に委せられたるに在り。……主客転倒とはいはんか、冠履倒易とはいはんか、天下豈かくの如き怪事あらんや」という技術者の地位向上を求める激しい主張が述べられている。創設されたばかりの工政会は原内閣に対し、前年の古市らの建議とほぼ同じ内容の文官任用令改正の建議を提出した。

1922年の工政会機関誌『工政会々報』に載せられた武藤山治からの工政会設立趣旨への反論と30名にのぼる会員らの再反論がくわしく紹介されている。当時のあるべき技術者像を語る生の声が聞けて興味深い。武藤は、「(若い技術者に) 事業経営上の事務家たらしめんとするが如き運動並に宣伝は却つて技術の進歩を妨げ我国工業の発展を阻害するの危険を伴ふものなり」と真つ向から工政会を否定している。これに対し、会員らは、「総てを技術家に委ねよ」とか「結局才能の問題」などと突っぱねている。

この章では、東京高等工業学校の昇格についても触れられている。1918年に同校同窓会のなかに設置された委員会が文部大臣に提出した陳述書では、中等工業学校は技手を養成し、工科大学は学者と技師を養成しているのに対し、「高等工業学校ノ如キハ、技師養成ヲ目的トスベキヤ、抑モ亦技手養成ノ機関タルベキカ、其目的甚ダ明カナラズ」と述べたうえで、実際には技師をめざしているとして修業年限の延長を求めた。19年には日本工業倶楽部が、基礎教育を充実させ独創的発明をなしうる技術者の養成が求められていることを理由として、単科大学昇格の建議を提出し

ている。文部省は、欧州には単科の工業大学は存在しないという理由で難色を示したが、1922年には工業大学への昇格が決定された(昇格は29年)。東京職工学校として1881年に設立され、東京工業学校と改称したのち、東京工業高等学校となり、さらに工業大学へと昇格していく過程は、工業化にともなって求められる卒業生の要件の変化を反映したものであろうが、こうした議論の紹介によってその過程を現場の具体的な要請と対応する形で理解することができる。こうした理解は東京高等工業学校についてだけでなく本著の各所で得ることができてありがたい。

第二部「戦間期および戦時下の工業教育問題」は第四章「産業合理化期における工政会と工業教育問題」からはじまる。「工場法」が1916年に施行され、産業合理化やエフィシエンシー(能率)が課題となると、工政会でもエフィシエンシー増進の議論がさかとなった。さらに、ワシントン軍縮条約が締結されると、工学会は「国際間の経済戦は将来益々熾烈を加ふべきこと疑を容れず」として、文官任用令の改正をめざす活動から、「産業合理化推進のキャンペーン団体」への変貌をりはじめたという。

同時に、工政会は工業教育問題へのかかわりを本格化させた。この時期にとくに問題となったのは、エフィシエンシーを向上させるべきフォアマンの養成方法であった。1925年に開催された工政会主催の第3回全国工業家大会での工業教育問題についての基調講演で、のちに工政会の「工業教育制度改革案」をとりまとめることになる佐野利器は、「数学、物理学といふやうな事項と全く同一程度に社

会運営上の学術を……工業教育の基礎としなければならぬ」と高等工業教育の総合性について論じるとともに、「エフィシエンシーの大切さは云ふまでもなく、……職工及び職工長の技能に待たねばならぬ……職工長は小さい時から実務をよく練習して、それに堪能である傍ら、今日の学理に相当の理解を持たねばならぬというむづかしい役目である」と述べている。この講演のあとの討論会での参加者の発言では、「フォアマン即ち職工長に適当な人が乏しい……（中等工業学校の）卒業生は機械製作の知識はあるかも知れぬが之れといふ腕は何もない」といった中等工業教育の問題を指摘する意見などが、くわしく紹介されている。

フォアマンの養成に対する工政会の立場は、すでに工場で働いている職工に工業補習教育をするというものであった。商工大臣の下に設置された商工審議会は、工政会からの答申を受けて、職長（フォアマン）となるべき人材を工場内で発掘し養成するべきであるとする方策をまとめた。

1931年の工政会機関誌『工政』に記載された学校関係者の職長に関する意見もくわしく紹介されている。そのなかで、「職長は少くとも甲種工業学校程度の工学的素養のある者で、其工場で職工としての体験を十分に積んだ者でなければならない。即ち単に経験あるといふだけでは不可であって、中等程度位の工学的基礎知識を必要とするのである」とする意見を取りあげつつ、このような意見がむしろ少数でしかなかったことを分析している。職員に属する「権限的フォアマン」と工具に属する「実質的フォアマン」の二重構造があ

るために、「本来的フォアマン」に近い技術者を中等工業教育機関において養成し、中堅の技術者に位置づける考え方は受け入れられなかったのだと指摘している。繰り返えし登場する中等工業教育機関についての議論は、著者の学生時代の疑問へのもうひとつの回答のように思える。

第五章「工業化過程における中等工業教育の展開」では、神奈川県工業電化と中等工業教育がおもに検討されている。神奈川県工業教育の展開を、山田盛太郎の「電力化の本源」と「労働力序列＝陶冶＝集成線」の「四つの客観性」との関連でたどるとされているが、その意図と内容はよく理解できなかった。

著者は、1944年の工業学校実業科教育方針のもとで「工場管理法規」という授業を導入し、工具の管理や作業研究についても指導されるようになった工業高校を、理念的には「本来的フォアマン」の養成に向かったと評価している。また、工具と職工の学歴上の境界は、それまでは乙種工業学校と甲種工業学校の間にあったが、工業学校と工業専門学校の間にもシフトしていくことをとおして、工業教育の段階は四段階となり一応の整序をみたとして評価している。

第六章「準戦時下における工政会・日本工学会と工業教育問題」では、基礎科学の振興や独創的技術の要請が高まるなか工政会は1935年に、工業専門学校の修業年限を3年から4年に延長することを求めた。これまでおもに技手についていた卒業生を大学工学部卒業生と同様に技師になれるようにする意図があったとみられる。こうした修業年限延長論

への批判として、桐生高等工業学校校長西田博太郎の見解を取りあげている。西田は、大学に昇格すると研究技術者の養成にかたよることになり、工業界が求める生産技術者を生みだしにくくなるととらえていたという。

工学会は1933年に「工業教育制度改革案」の作成に取りかかった。その委員長となった元東京帝国大学工学部教授の佐野利器の考え方について、筆者は長く紹介している。佐野は、「学ぶことは即直に世によりよく務め働かんが為でなければならぬ」として、「漫然たる普通学」を教え上級学校進学熟をあおる中学校と高等女学校を糾弾していたという。その学制改革案は、小学校、中学校、大学の三段階とし、小学校を満6歳で入学する修業年限八年の義務教育とするとした。小学校8年制の理由は、小学時代に社会構成について学ぶ必要があり、「上官の児は小使の児と親しく交わらなければならぬし、貧者の児は富者の児と心から親しまねばならぬ、……満十二歳位の所で中学に転じ比較的境遇のよい者丈けの交際となるのは少し早過ぎる」というものであった。著者は、「当時このような考えを述べる工学者がいたということで特に紹介しておきたい」と書いているが、この佐野の議論を長く紹介しているのは、筆者の「総合性」への支持のあらわれだと思った。

技術者による学制改革構想の集約点としての工学会の「工業教育制度改革案」が1934年に発表された。小学校は義務教育で7年間、中等学校は3～5年間、大学は4年間とする3段階の制度であった。工業学校での中等技術者の養成については、「徒ニ形式的若クハ理論過重ノ弊ニ陥ラズ……基本的技能ノ修得

ニ努メシメ、勞務ニ服スル慣習ヲ養フベク」としてはいるが、著者は以前の「工業教育刷新案」にあった「実学と学問の仲介者」養成への熱気は感じられないという。

第七章「戦時下における工政会と学制改革への取り組み」では、工政会の再変貌がまず取り上げられる。筆者は、技術者と工業経営者の自主的集まりとしての工政会がもっとも華々しかったのは1924年から31年までの8年間であり、その活動を指導してきたのは23年に常務理事となった倉橋藤治郎であるとして、倉橋を「民間の自由主義的な実行機関としてのあり方を目指していたと思われる」と高く評価している。35年に倉橋が常務理事を退いたあと、第12代理事長井上匡四郎のもとで工政会は国家主義的色彩を濃厚に帯びてきたという。そして日中戦争開戦後には、「典型的なアジア主義テクノクラート」である八田嘉明が理事長になって、工政会は変貌したという。「国家主義者に乗っ取られた」という表現まで使っている。この転換を「画策」したのは前理事長であり、国家主義的政策を支持していた井上匡四郎ではないかとの推測もしている。はたして、「画策」と「乗っ取り」なのだろうか、時代に流されたということではないのかと思いながら読んだ。

再変貌した工政会が1938年に開いた座談会の様子を伝えている。中小企業経営者が高等工業学校出の技術者が必要であると主張したのに対し、これまで高等工業学校を廃止し、大学に昇格することを唱えてきた工政会の教育改革案をとりまとめてきた人たちが苦渋に満ちた答えしかできなかったのを見て、「所詮一部エリート技術者、あるいは高等工業学

校首脳部の浮き上がった理想論にすぎなかったのであろうか」という問いは次章につながる。

工政会は1938年に「学制改革案」を公表している。専門学校単科大学を大学校とすることを含め、ほとんどが戦後の日本の学制と同じであった。「少しでも多くの国民に専門的教育を受けさせて人的資源として大動員してゆこうとする課題に対応する学制改革構想であった」という。

第八章「戦時下における西田博太郎の工業教育論と工業専門学校」では、生産技術者を養成すべき高等工業学校を廃止することに反対し、むしろ地方産業と結びついた単一学科制の高等工業学校を各地に設立して生産技術者、経営型技術者を養成すべきだと主張した西田の論理を、工政会などが見落としてきた視点を持ち、「今日なお注目される価値を持っている」と高く評価している。

西田の高等工業学校を新設すべきであるという主張は、1939年から全国で15校の官立・公立の高等工業学校が新設されることにより実現した。しかしそれは、地方産業と結びついたものではなく、戦時下の重化学工業を支える画一的なものであった。そして、これらの工業高等学校は戦時中には力を発揮せず、むしろ戦後の高度成長を支えることになったという議論は、戦中と戦後の連続性を示す例として説得力がある。

西田の工業教育論への著者の心情的支持を読み取るとすれば、それは行きすぎだろうか。西田が1940年に、以前とは異なり工業高等学校修業年限延長論を述べたことについて、「西田博太郎の発言の言外に、やはり高等工

業学校というのは中途半端な存在であることが証明されている」と、主張の変節にもかかわらず温かくとらえているように思える。さらに、高等工業学校の卒業生が地方産業の指導的技術者になるという期待が、重化学工業化による大学との科目の重複により、指導的技術者ではなく、逆に大卒技術者の下位に位置づけられる技術者を養成することになった皮肉についても、哀感をもって記しているように思えた。

第三部「国家総動員と工政会」第九章「工政会の新しい思想動向と『科学技術新体制確立要綱』の閣議決定」では、研究の産業化が「総合科学」の登場と並行して進む過程を描いている。1927年に科学研究の充実をひとつの目的とした内閣資源局が設置されると、社会を科学的に制御しようとする考えが広がった。その代表が篠原雄の「総合科学」である。「我国科学者の無政府的専門割拠主義、小児病的無思想性、大局的認識や批判に対する無能力性」を糾弾する篠原は、「科学が総合的全一的体系を確立することに依って、人類生活の最も信頼すべき指導原理、最も健全なる世界観が得られる」と主張していた。壮大な総合性である。技術について「現代科学の総合性と対応して、従来よりも遙かに広範なる内容を持つものとして拡大せられなければならぬ」としている。筆者は、完璧なテクノクラシー体制を求める思想であり、古市らにはじまる文官任用令改正建議の意図が、よりスケールの大きい地平に躍り出てきたと指摘している。

1940年9月にエリート技術官僚に「科学技術」という考え方が突如浮上した。これは、

篠原の持っていた社会への視野をなくし、ただひたすら技術への応用という視野でのみ科学を把握する考え方であったと筆者はいう。「科学技術新体制」につながる議論が浮上したのは1940年7月頃である。その構想が、同年8月の「科学及技術ノ振興ニ関スル件」から「新科学技術体制確立要綱」をへて、「科学技術新体制確立要綱」へと名称を変えながら作成された何次もの要綱(案)の変遷をくわしく追いながら、商工省の技術行政と文部省と科学行政と抵触しない科学技術行政を担当する機関として内閣技術院が創設された過程が説明されている。

第一〇章『科学技術新体制確立要綱』に基づく技術院の創設では、1941年に「科学技術新体制確立要綱」が閣議決定された当初は科学技術新体制の中核を担うものとして構想されていた技術院が、しだいに航空に関する行政担当官庁へと狭められていく過程がまず検討されている。たとえば、東京帝国大学附置航空研究所長の和田小六は研究所が技術院傘下に反対し、しかも航空機に関連する科学技術だけを扱う技術院を要望していたことについて、技術院が基礎研究も含めた行政機関となることに反対し、かつその影響が科学技術全般に及ばないことを求めた文部省と帝国大学の連携プレーだとみている。こうした駆け引きを経て42年に技術院は発足した。

初代総裁となったのは、工政会理事長をとめた経歴のある井上匡四郎であった。技術院総裁となった井上書いた科学技術政策についての論考を筆者は、「具体的内容にまったく乏しいとしか言いようがない。……日本の技術官僚たちが言い出した『科学技術』の

観念性をこれほど露にしている文章はないであろう」と手厳しく批判している。また技術院次長となったのは和田小六であった。かつて東京帝国大学附置航空研究所長をつとめ、航空研究所が技術院傘下に入ることに強く反対しつつ技術院の対象は航空だけでなければいけないと主張していた和田が、技術院次長になると「技術院は『航空技術院』とならぬようにしなければならない」と、まったく逆の立場に立って技術院の拡大を主張していることについて、「安んじて……技術官僚の立場に自分をおくことができたのであろうか」と厳しい評価をしている。工政会側から技術官僚グループ側に身を転じたとみても嫌悪感なのだろうか。

技術院創設後、科学技術審議会が設置された。学理関係を審議事項とする第一部会は文部省系が牛耳り、研究体制特別部会は技術院が主務庁となり、両者はバランスしていた。しかし1944年に陸海軍技術運用委員会の部外委員に八木秀次ら7名の大学教授が任命されると、文部省が優位に立った。これは「軍部が直に科学技術行政をまるごと抱え込もうとしたあらわれであろう」としている。

戦後、技術院は解体された。しかし、「宮本武之輔の亡霊は戦後日本の科学技術界に終始さまよっている」という。2004年からの国立大学の独立法人化によって、大学はダイレクトに「戦後版」科学技術新体制に結びつけられた。2001年に科学技術庁が文部省のなかに組み込まれたことについて、技術院系科学技術行政はついに取り込まれてしまったのか、あるいは技術院系が文部省に「トロイの木馬」のように突っ込んでいったのか、と問い



かけているのは、筆者の歴史的関心が現在につながっていることを教えてくれている。

第一章「工政会の発展的解消」のタイトルに「発展的」という言葉が入っているのは、それが「統合」の局面だからだろうか。工政会の工業教育問題への組織的な取り組みは1938年の「学制改革案」の発表以降はなくなった。その後、商工省でおこなわれた官制改革は、統制経済のもとで生産、流通、消費に直接行政が介入することをねらって断行された。工業行政を司る独立した一省を設立することは、工政会の当初の運動項目のひとつでもあったという。その運動が、工政会理事長八田嘉明の商工大臣としての指揮の下に約21年を経て実現したことになるという。

さらに1943年には、企画院と商工省の軍事に関係の深い部局を統合した軍需省が設立され、軍需技監が置かれた。八田の商工大臣就任や軍需省での軍需技監の任命などは、「工政会の掲げる要求を相当程度満たす事態ではなかったらどうか」としている。また軍需生産体制の一層の強化をめざし内閣顧問臨時設置制度が発足し、内閣顧問に工政会顧問や有力会員が任命されたことについて、「工政会は…技術院と技術者団体および軍需省と生産会社とさらに労働者を組織している大日本産業報国会全一体化する国家主義的一大生産組織づくりを進めつつあった」という。

技術団体にも一元化する機運が生じ、工政

会は日本技術協会と全日本科学技術統同会と統合して、「大日本技術会」を1944年に結成し、「発展的」に解消することになった。大日本技術会の発会は、法学エリート的手段であることを否定して構築しようとしたテクノクラシー体制が、戦争遂行という政治課題の手段に組み込まれることを求めた結果であり、1918年の軍需工業動員法の公布とともに発会した工政会運動の限界を示しているという。

終章「政治・経済・文化の一体化と技術エリート像のゆくえ」では、序章に示した教育、生産、研究、統合の4局面をとおして26年間の工政会の歩みを総括している。その「統合」の局面がもっとも大切だとするならば、日本は、すくなくとも一度は「技術の制度化」に失敗したということだろうか。

「総合化」に注目して本著について述べてきたためにここではあまり触れられなかったが、各学校の教育課程の変遷についての記述はきわめて詳細である。また、多くの人名が登場する。たとえば、評者が史料として卒業論文に目をとおしたことのある井上匡四郎が、工政会理事長をつとめていたことをはじめ知った。いろいろな発見のある好著である。

※大淀昇一著『近代日本の工業立国化と国民形成——技術者運動における工業教育問題の展開——』東京：すずさわ書店、2009年3月、A5判、518頁、定価（本体12,000円＋税）、ISBN978-4-7954-0268-3